

## 大阪府在宅医療推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 府は、地域におけるこれまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、予算の定めるところにより、大阪府在宅医療推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、質の高い在宅医療の供給を拡充するための人材（以下「在宅医療コーディネータ」という。）に対する研修等の実施及び在宅医療コーディネータの活動に関する事業のうち、知事が別途定めたものとする。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、別表の第1欄に定める者（以下「郡市区医師会等」という。）とする。

### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第2欄に定める事業内容を実施するために必要な同表第3欄に定める経費とする。

### (補助金交付額の算定方法)

第5条 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条に規定する経費の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と別表の第4欄に定める限度額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、大阪府在宅医療推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第1-2号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更は、「2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

- 3 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府在宅医療推進事業補助金事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第2号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金の提供を受けてはならない。
- (4) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。  
また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続に準拠しなければならない。
- (10) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、大阪府在宅医療推進事業補助金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して 30 日以内の日（同条後段に規定する場合にあっては、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 30 日）までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第 5 条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府在宅医療推進事業補助金交付請求書（様式第 4 号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(検査)

第 12 条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 9 日から施行し、平成 26 年 12 月 24 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

別 表

1 事業者	2 事業内容	3 対象経費	4 限度額	5 補助率
一般社団法人 大阪府医師会	在宅医療コーディネータに対する研修等の実施	在宅医療コーディネータに対する研修等の実施に必要な経費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	6,919 千円	10 分の 10
大阪府内の 郡市区医師会	在宅医療コーディネータの活動	I. 在宅医療コーディネータに対する人件費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金）	6,000 千円	
		II. 在宅医療コーディネータが活動するために必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）	1,050 千円	
		III. 在宅医療コーディネータが活動を開始するために必要な初期設備経費（需用費、備品購入費）	150 千円 ※ただし、本事業の実施初年度に限る	